

7. 介護保険制度について調べる

介護保険制度

1 制度の目的

介護・高齢福祉課 電話 (0568) 85-6182

人口の高齢化に伴い、介護が必要な高齢者が急速に増えるとともに、核家族化や介護者の高齢化な家族の介護機能が変化しており、高齢者介護は老後最大の不安要因となっています。このため、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、平成 12 年度から介護保険制度が運営されています。

また、できる限り健康であり続けられるよう「介護予防」を重視した制度や、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、「地域密着型サービス」の整備等も実施されています。

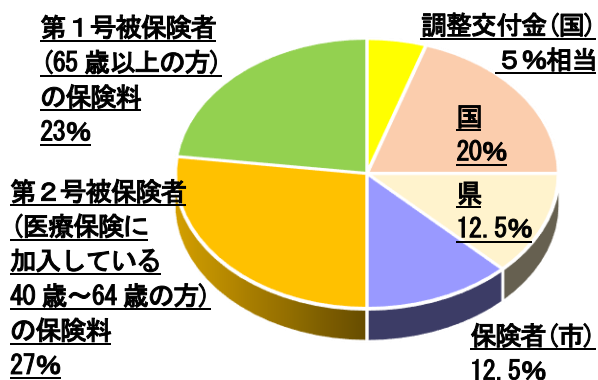
2 介護保険は社会保険制度

介護・高齢福祉課 電話 (0568) 85-6182

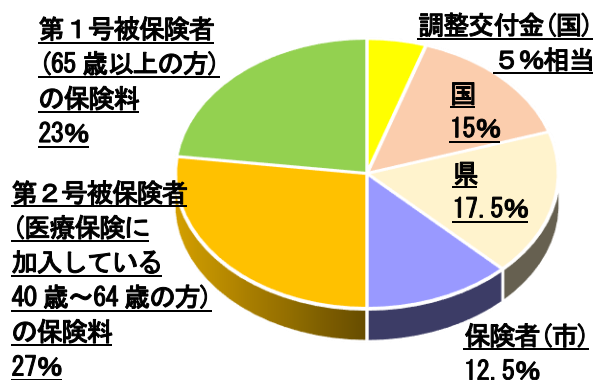
介護保険制度は、被保険者（保険に加入する方）が支払う保険料と公費（国、愛知県、春日井市が支出）を財源とする社会保険方式により運営します。

この介護保険を運営するのは、春日井市（保険者）です。

介護サービス費の負担割合（居宅）



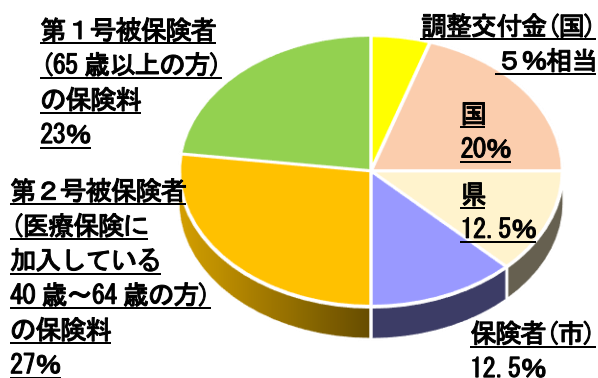
介護サービス費の負担割合（施設）



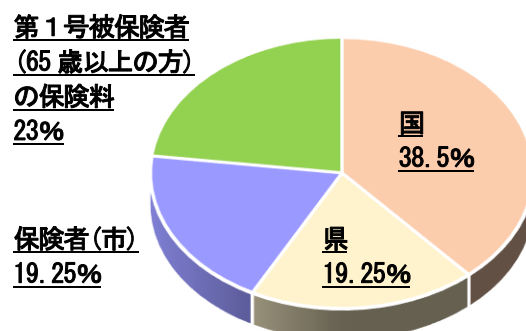
(注) 介護サービス費には審査の費用も含まれています。

調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差をなくすために交付されるため状況により割合が変動します。また、それに伴い、第1号被保険者の保険料の割合も変動します。

地域支援事業費の負担割合 (介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費の負担割合 (包括的支援事業・任意事業)



3 被保険者は40歳以上

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

◇ 被保険者は、次のように区分されます

- ・ 第1号被保険者 65歳以上の方
- ・ 第2号被保険者 医療保険に加入している40歳～64歳の方(※1)

介護保険法により、それぞれの区分に該当する方は、自動的に被保険者となりますので、いずれも特別の手続きは、必要ありません。

ただし、転入により春日井市民となった場合は、転入届に介護保険の被保険者であることを付記することにより、春日井市の被保険者となります。

また、外国人についても原則的には日本人と同様に、介護保険の被保険者となります。(※2)

65歳になった方(※3)や、要介護認定の申請をして認定結果が出た40歳～64歳の方には、介護保険の被保険者証が交付されます。

※1 医療保険に加入している方とは、健康保険、船員保険、国民健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済制度の各制度の被保険者や組合員、被扶養者または加入者をいいます。

※2 日本に短期間しか滞在しない外国人については、介護保険の対象外になります。

※3 第1号被保険者になった日(誕生日の前日)の属する月に被保険者証が郵送されます。

◇ 40歳～64歳の被保険者の方のサービス利用について

40歳～64歳の被保険者の方で、老化が原因とされる次の16の病気(特定疾病)によって、日常生活で介護・支援が必要になった場合は、要介護・支援の認定を受けることで、サービスを利用することができます。

特定疾病

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1 筋萎縮性側索硬化症 | 10 脳血管疾患 |
| 2 後縦靭帯骨化症 | 11 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| 3 骨折を伴う骨粗しょう症 | 12 閉塞性動脈硬化症 |
| 4 多系統萎縮症 | 13 関節リウマチ |
| 5 初老期における認知症 | 14 慢性閉塞性肺疾患 |
| 6 脊髄小脳変性症 | 15 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 7 脊柱管狭窄症 | 16 がん末期 |
| 8 早老症 | |
| 9 糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

4 こんなときは届出を

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

こ ん な と き	届 出 窓 口
春日井市内での転居・他市町村への転出	市民課または出張所(※1)
他市町村の施設への入所	介護・高齢福祉課
死亡・氏名変更・被保険者証の再交付(※2)	介護・高齢福祉課または出張所

※1 味美ふれあいセンター・高蔵寺ふれあいセンター・東部市民センター・坂下出張所で手続きができます。

※2 被保険者証を紛失した場合は、本人を証明するものをお持ちください。

保険料・サービス利用の負担

1 第1号被保険者（65歳以上の方）

介護・高齢福祉課

電話（0568）85-6182

◇ 保険料の額

保険料の額は、前年の所得や当該年度の市民税の課税状況により次の14段階が設定されています。2018（平成30年）度から2020年度までの保険料の基準額は月額5,777円で、それぞれの段階の年間保険料額は次のとおりです。保険料の額は、3年ごとに見直されます。

所得区分	所得状況		2019年度の 年間保険料額
第1段階	生活保護被保護者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員の市民税が非課税の人		25,996円 (基準額×0.375)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が	80万円以下の人
第3段階			80万1円以上120万円以下の人
第4段階	本人の市民税が非課税で、世帯の中に市民税の課税者がいて	本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額との合計から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が	120万1円以上の人
第5段階			80万円以下の人
第6段階	本人が市民税の課税者であり	合計所得金額から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が	80万1円以上の人 (基準額)
第7段階			120万円未満の人
第8段階			120万円以上200万円未満の人
第9段階			200万円以上300万円未満の人
第10段階			300万円以上400万円未満の人
第11段階			400万円以上600万円未満の人
第12段階			600万円以上800万円未満の人
第13段階			800万円以上1,000万円未満の人
第14段階	1,000万円以上1,500万円未満の人		
		1,500万円以上の人	

※ 実際に納めていただく年間保険料額は100円未満を切り捨てた額になります。

※ 「合計所得金額」とは実際の収入ではなく、年金所得（公的年金等の収入金額から公的年金等控除を引いた後の金額）、給与所得、事業所得等の合計で、社会保険料、扶養等の控除額を引く前の金額です。「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金所得を除いた金額です。

※ 第1～3段階の基準額に対する割合は、消費税増税に伴い公費による軽減が図られます。

◇ 保険料の納め方

介護保険料は原則として年金から納めることになっていますが、納め方は年金額によって2種類に分かれます。

● 年金が年額 18 万円以上の方 → 特別徴収

年金の定期支払（偶数月）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。年金支払通知書で確認してください。ただし、65歳になられたばかりの方や、春日井市に転入された方は、しばらくの間特別徴収とはならず、普通徴収となります。

● 年金が年額 18 万円未満の方 → 普通徴収

年間の介護保険料を、市から郵送される納入通知書や口座振替により納付します。

区分	対象者	納め方	納付する月												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特別徴収	老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円以上の方	年金から天引きにより納付（※1）	☆		☆		☆		☆		☆		☆		☆
普通徴収	老齢・退職・障がい・遺族年金が年額18万円未満の方	市から郵送する納入通知書により納付（※2）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		

※1 特別徴収の方は、偶数月に年金から天引きされます。

※2 口座振替の方は、指定口座より納期限の日に振り替えます。

2 第2号被保険者（40歳～64歳の方）

介護・高齢福祉課

電話（0568）85-6182

	健康保険・共済組合等に加入している方	国民健康保険に加入している方
保険料の額	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の額は所得によって異なります。 ・専業主婦等被扶養者になっている方の保険料は、加入している被保険者全体で負担します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の額は所得や資産等によって異なります。 ・世帯主が世帯員の分も負担します。
保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の給料から健康保険料とあわせて納めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税とあわせて納めます。

※ 保険料の額等は、それぞれの医療保険者にお問い合わせください。

3 保険料の減免・徴収猶予

介護・高齢福祉課

電話（0568）85-6182

災害等の特別な事情がある場合には、保険料の減免や徴収猶予が受けられます。

4 給付制限

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

特別な事情もなく保険料を納めなかった場合は、滞納処分や介護サービスの利用制限（給付制限）を受けることがあります。

- ① 保険料を1年以上納めないと…介護サービスを利用したとき、通常は1～3割の自己負担である費用をいったん全額（10割）払っていただき、改めて、申請により介護保険から支払われる費用（7～9割）の請求手続きをとっていただきます。
- ② 保険料を1年6か月以上納めないと…介護サービスを利用したとき、介護保険から支払われる費用（7～9割）が一時的に差止となり、納めていない保険料にあてられることがあります。
- ③ 保険料を2年以上納めないと…介護保険から支払われる費用が9割または8割から7割に減額（※）されるため、介護サービスを利用したときの自己負担が3割になります。また、高額介護サービス費の支給や施設サービスの食費・居住費の軽減等が受けられません。なお、保険料をさかのぼって納めることはできません。

※ 負担割合3割の方は、介護保険から支払われる費用が6割に減額されます。

5 介護サービスの利用者負担

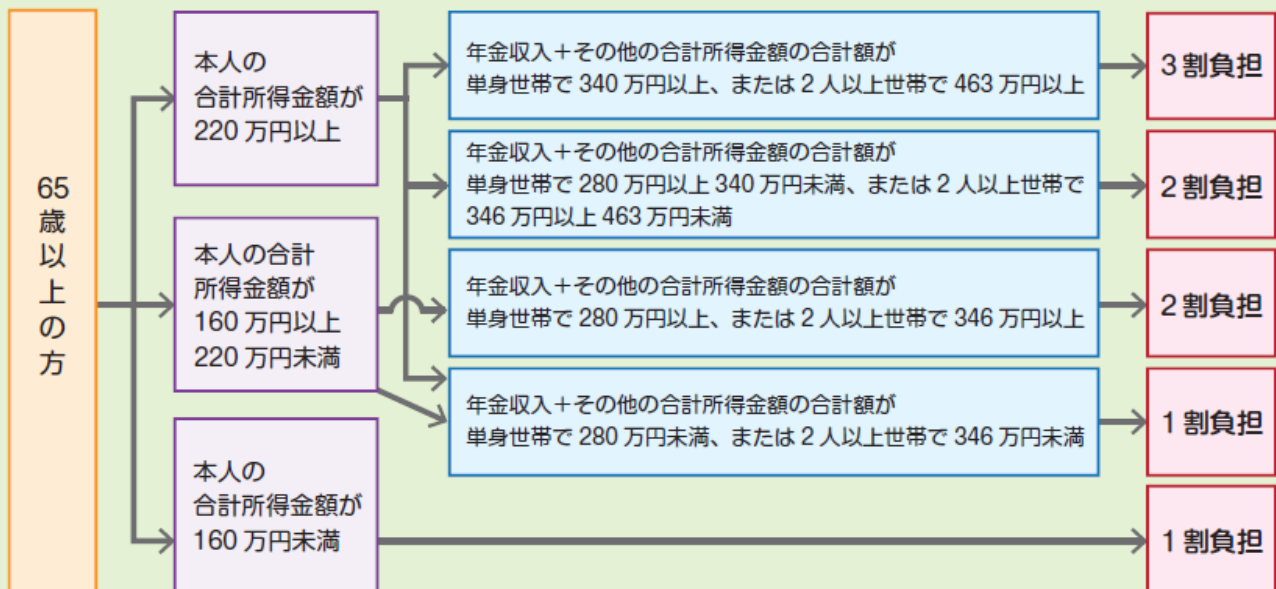
介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6182

介護サービスを利用する場合の自己負担は原則1割です。しかし65歳以上の方（第1号被保険者）のうち一定以上の所得がある方は2割または3割となります。

「合計所得金額」、「その他の合計所得金額」については、50ページ「◇ 保険料の額」表下注釈を参照してください。なお、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額がある場合は合計所得金額から差し引きます。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

要介護・要支援認定を受けた方や事業対象者に該当した方は、毎年7月ごろに被保険者の負担割合が記された負担割合証が交付されます。

負担割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用する場合は、2枚一緒に介護サービス事業者や施設にご提出ください。

◇ 居宅サービス区分の支給限度基準額

介護サービス計画の作成にあたり、介護の必要な程度によって、利用できるサービス費用の1か月あたりの上限が定められています。

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度基準額(単位)	5,003	10,473	16,692	19,616	26,931	30,806	36,065

消費税増税に伴い、10月以降、次のとおり改正されます。

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度基準額(単位)	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217

※ 介護サービスにつきましては、円ではなく、単位での表記となります。

※ 支給限度基準額に含まれるものは、訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護・夜間対応型訪問介護となります。

◇ 施設サービスの費用

施設サービスは、介護の必要な程度や施設の種類等によって、費用が定められています。支給限度基準額はありません。サービスを利用したときには、費用の1～3割を負担します。また、食費、居住費と日常生活費は、利用者負担となります。

その他

1 審査請求・処分の取消

介護・高齢福祉課

電話 (0568) 85-6183

介護保険の給付に関する処分（要介護認定に関する処分を含む）や介護保険料等の徴収金に関する処分に不服がある方は、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、介護保険審査会に審査請求ができます。

● 請求先

愛知県介護保険審査会 電話 (052) 954-6288

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁内）

※ 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として（訴訟において春日井市を代表する者は春日井市長となります。）提起することができます。